

学校いじめ防止基本方針

福島県立会津養護学校

1 「いじめ防止基本方針」について

福島県立会津養護学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。）、福島県いじめ防止基本方針（平成26年福島県教育委員会）に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策に関して、次のような基本理念をもって「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。

また、本校は「児童生徒一人一人の命を守り強くしなやかな心を育てること、子ども一人一人の良さを自信につなげ社会に役立つ人としての生きる力を育み、子どもたちの夢や希望をかなえること。」を教育目標としており、その目標達成に向け、一人一人が多様な個性を持つかげがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

（1）基本理念

- ① いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと認識し、本校児童生徒の尊厳の保持に努める。
- ② いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ③ いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- ④ いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

（2）いじめの定義

（法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜具体的ないじめの様態＞

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。無視する。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りやさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の4点を踏まえることが大切である。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。(2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めることが大切である。(3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することが大切である。(4) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。 |
|--|

2 いじめの防止等の対策のための組織

(いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。)

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長（委員長）、教頭（副委員長・外部関係機関担当）、学部教務主任、特別支援教育コーディネーター（相談主担当）、養護教諭、生徒指導主事（調査・事務主担当）、臨床心理士（※1）

なお、構成員については、個々の場面に応じ関係の深い教職員等を追加するなど柔軟に組織する。

※1については、必要に応じて参加要請する。

(3) 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づくいじめの防止等にむけた組織的な対応を実施する中核としての役割
- ・ 学校基本方針や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 児童生徒、保護者、教員のためのいじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合の調査の母体とした組織的な対応及び連絡・調整を行う役割

(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

※軽微ないじめ問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・学校職員のための組織で対応

※地域や家庭環境が要因、より深刻な問題、重大事態・・外部の専門家を加えた組織で対応

3 いじめ防止等に関する基本的な取り組み

(1) 取組への基本姿勢

- ① いじめに向かわせないための未然防止への取組
- ② 早い段階からの適切なかかわりによるいじめの積極的な認知
- ③ 特定の教職員で抱え込まず、速やかな組織的対応
- ④ 被害児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成の保護と保持
- ⑤ 加害児童生徒の人格の成長を旨とした教育的配慮の下、毅然とした態度での指導
- ⑥ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等の連携

(2) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童生徒と教職員の信頼関係を構築し、一人一人の障がいの状態や発達の段階、特性等を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を十分にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を図る。
- ② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うこ

とがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

→いのちや心を大切にする性に関する指導、ソーシャルスキルトレーニング等を各教科等の中で合わせた指導で実施。「子どもの心のケアとサポートのために」の活用 交流及び共同学習の充実等。

- ③ 児童生徒一人一人が安心して自分の力を発揮する場や児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する集団づくりを工夫し、授業や行事等への主体的な参加・活躍を図るとともに、集団の一員としての規範意識や自尊感情の向上を図る。

→朝の会や帰りの会、学級活動・HR の時間等に、一人一人の「よさ」を気づき、発見できる活動の設定、一人一人の取り組みを称賛・激励する場の設定 等

- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

→いじめに関する校内研修ツールの活用等

- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

→学校便りや HP での広報啓発、学級懇談や個別懇談などによる情報交換 等

(3) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童生徒、保護者に広く周知する。

なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

→学校便りや HP での広報啓発、保護者などへの周知及び情報提供への俊敏な対応

- ② 面接や定期的なアンケート実施により、児童生徒の理解と把握、いじめの早期発見に努める。

→児童生徒へのいじめアンケートの実施、保護者への「いじめのサイン発見シート」の配布、児童生徒及び保護者への教育相談の実施（適宜）

- ③ 児童生徒に関する情報については教職員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

→校内ケース会議の実施、職員会議等による情報の共有、個別懇談、連絡帳等を通じた保護者との情報交換の活性化

(4) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果について調査担当の生徒指導主事を経由して管理職に報告する。

→いじめ対策委員会による調査・確認

- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

→いじめ対策委員会を中心とした対応 全職員への周知 県教育委員会への報告 児童生徒、保護者への対応

- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
→道徳心を培うための学級活動等の実施

- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとする。また、いじめを受けた児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

→警察署、児童相談所、医療・福祉機関等との連携

- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- ⑥ 重大事態発生時の対応（いじめ対策委員会における調査・対応）

＜重大事態とは＞

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

＜重大事態の報告＞

ア 重大事態が発生した場合は、いじめ対策委員会で調査し、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査・対応＞

ア 重大事態が発生した場合は、臨床心理士を含むいじめ対策委員会において調査を行う。個々の事態に応じて、弁護士、精神科医、警察等の専門的知識を有する第三者の参加を要請し、組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対し聞き取りやアンケート等を行い、可能な限り網羅的にかつ客観的に事実関係を速やかに調査する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

※調査の際に不都合があっても、事実を明確にする。

※聞き取りやアンケート等を実施する際は、その旨をきちんと説明する。

ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任がある

ことを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

エ いじめ対策委員会における調査等については、県教育委員会に報告する。ウの説明の結果を踏まえていじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果の報告に添える。

重大事態への対応

